

総務 常任委員会

本会議より総務常任委員会に付託された案件は、条例関係2件、補正予算2件、その他1件の計5件である。

■仙北市民読書条例制定について

問 有意義な取り組みだと思いが、司書・教諭の配置はどうなっているか。以前、角館町では本の移動文庫があったが本の移動は可能か。

答 司書は基本的には12学級以上の学校に配置される事になっており、その基準に達しているのは角館小、生保内小、角館中の3校である。ただし、司書は市内の小中学校に全て配置され、各小中学校と図書館を合わせた図書検索システムを作成中である。また、出来

れば一般の方が図書館以外の場所、学校やその他のところで本を読めるようにしていきたい。

●賛成討論

図書館に足を運べない方や多様な市民のニーズに応える事ができるよう、小中学校のネットワークを活用しながら、図書の流通システムを構築する事。有名無実とならないよう、より多くの市民から図書館に馴染んで頂けるような仕組みを工夫されるよう要望し賛成する。

■仙北市一般会計補正予算

本案では、桜まつり期間中の駐車場料金の40%を、仙北市とつながりのある5つの被災自治体へ義援金として送る「東日本大震災義援金」について質疑が集中した。

問 義援金はいつ提案されたのか。また、チラシはいつ作ったのか。

答 4月6日の実行委員会です。駐車料金中いくらかを義援金に出したら良いのか話し合われる中で500円なら200円が

妥当だと話し合わせ、市長との打合せの後チラシ等に印刷されると決まった事である。

問 駐車場料金の一部を義援金として支出する

いう、正式な議決以前に桜まつりのチラシに義援金の旨を記載した事は、議決を得ない事前執行ではないのか。

答 未曾有の大震災への義援金としての性質上、一刻も早く渡したい事から、出来れば専決処分をお願いしたかった。

その後の被災地支援の取り組みについては、議会に情報をしっかりと提供して来たつもりである。最初の取り組みの時点で、十分に理解を得る為の努力が足りなかった事についてはお詫び申し上げる。

実行委員会から義援金をというお話を頂いてからの市の進め方が良くなかったと理解しており、今後このような事がないようにしたい。

委員長から市長に対し、今後二度と事前執行ととられかねないやり方

問 義援金517万円の財源であるが、7款商工費から2款総務費に持って来たのは、財務規則第17条に抵触しないか。

答 義援金は全て駐車場収入から充当するように予算措置した。財務規則第17条は歳出の流用規定であり、今回は財源を振り替えるもので財務規則には抵触しない。

委員長から市長に対し、今後二度と事前執行ととられかねないやり方

がないようにと、強く申し述べられた。

●反対討論

①市内活性化の為、義援金という現金ではなく、例えば図書券、文具券等の物資を市内から調達して支援を行うべきである。

②市内経済が落ち込んでおり、義援金よりも市内活性化対策を優先すべきである。

③今回の補正予算案の提案までの一連においては、議会の議決を無視した事前執行と受け止められる。

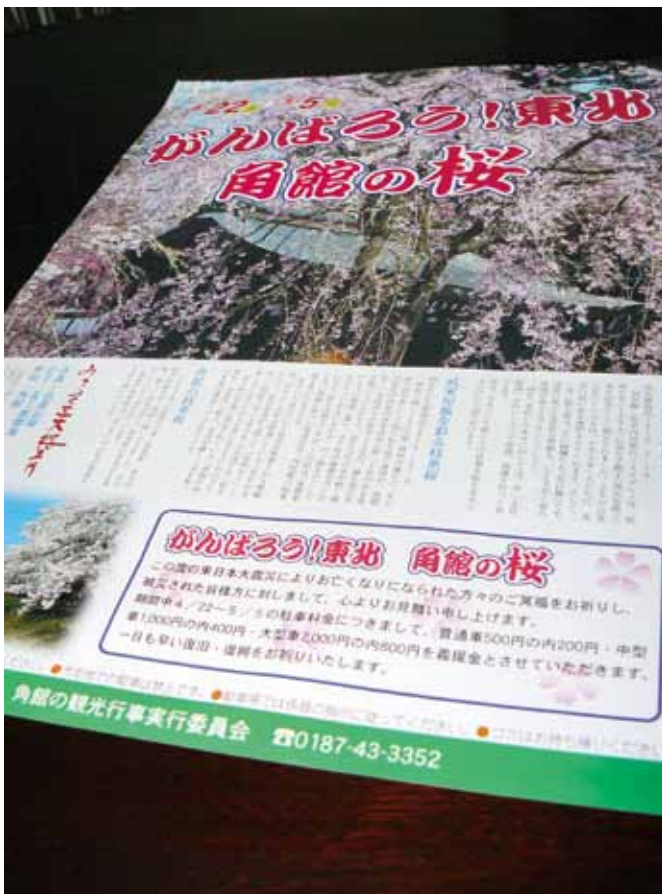
●賛成討論

①被災地の立場から現金で支援すべきである。
②被災地支援と同時に、市内活性化に向けた確実な事業展開と新たな経済対策を実施すべきである。

◎採決の結果

一般会計補正予算は賛成多数で可とし、他4件は全会一致で可とした。

(田口(寿) 記)



義援金のあり方に議論が集中 (観桜会チラシ)